# |税金資産の回収可能性の分類・判断は?

有限責任 あずさ監査法人 石田

博士

### 【この章のエッセンス】

●新型コロナウイルス感染症の影響 ಠ್ಠ 決定は特に慎重な判断が必要とな の回収可能性における企業分類の まれる。その場合、繰延税金資産 により業績が悪化する企業も見込

●繰延税金資産の回収可能性の判断 合理的に見積る必要がある。 ウイルス感染症の影響を踏まえて りが前提となるため、新型コロナ は将来の課税所得の合理的な見積

●固定資産の減損損失等、業績悪化 等の税効果会計の取扱いを記載す に伴い発生が見込まれる一時差異

### はじめに

り、また、日本企業に多い3月決算 少なくないと考えられる。 将来の見積りに影響を及ぼす企業も ため、当3月期決算の業績が悪化し は企業活動に多くの影響を与えてお の期末日近くに感染の拡大が生じた このような状況においては、 今回の新型コロナウイルス感染症 特に

重な対応が求められる。本稿ではそ べき実務上の留意点について記載す 将来の見積りに依拠する部分が大き て、当3月期決算にあたり考慮す なかでも税効果会計への影響につ 会計処理の検討にあたり、より慎

なお、本稿の意見に関する部分は

える。 私見であることをあらかじめ申し添

# 回収可能性の判断繰延税金資産の

# 繰延税金資産の回収可能性

の判断基準

に基づく一時差異等加減算前課税所 益力に基づく一時差異等加減算前課 前課税所得の発生が見込まれること 税所得」、「タックス・プランニング を判断する必要がある。これは「収 る年度において、一時差異等加減算 に係る将来減算一時差異等が解消す を判断するためには、繰延税金資産 を軽減させる効果を有するかどうか 繰延税金資産が将来の税金負担

> 繰延税金資産の計上額を決定すると この分類に応じて回収が見込まれる 況、経営環境の著しい変化の有無等 所得や税務上の繰越欠損金の発生状 針」という) 6項)。 そして、 している(図表参照)。 により企業を5つの分類に区分し、 針は、過去(3年)および当期の課税 に関する適用指針」(以下、「適用指 適用指

### **(2**) 新型コロナウイルス感染症

績予測に基づく経営計画等の見直し 性は十分に考えられ、 性の判断にあたっては、今回の新型 計における繰延税金資産の回収可能 境は厳しくなり、それに起因して業 かを検討する必要がある。 の収益力にどのような影響を及ぼす えられる。当3月期決算の税効果会 績が悪化する企業も少なくないと考 により、当3月期決算を取り巻く環 主要な計画要因が将来変化する可能 ナウイルス感染症により、 コロナウイルス感染症が企業の将来 新型コロナウイルス感染症の影響 翌期以降の業 現時点の 新型コロ

針26号「繰延税金資産の回収可能性 とされている(企業会計基準適用指 分性の3つの要素に基づき判断する 得」および「将来加算一時差異」の十

### (図表) 企業の分類の要件と繰延税金資産の計上額

### (分類1)適用指針17項、18項

### 分類の要件

### 次の要件をいずれも満たす企業

- ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、期末にお ける将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。
- ●当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込ま れない。

### 繰延税金資産の計上額

原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるも のとする。

### (分類2)適用指針19項~21項

### 分類の要件

### 次の要件をいずれも満たす企業

- ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、臨時的な 原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来 減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。
- ●当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込ま。 れない。
- ●過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な 税務上の欠損金が生じていない。

### 繰延税金資産の計上額

- ●一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積 る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
- ●スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資 産の取扱い

(原則)回収可能性がないものとする。

(容認)税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが、将来 のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込ま れるものについて、将来のいずれかの時点で回収できることを 企業が合理的な根拠をもって説明する場合、回収可能性があ るものとする。

### (分類3)適用指針22項~25項

### 分類の要件

(分類4)の②または③の要件を満たす場合を除き、次の要件を いずれも満たす企業

- ●過去(3年)および当期において、臨時的な原因により生じたも のを除いた課税所得が大きく増減している。
- ●過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な 税務上の欠損金が生じていない。

### 繰延税金資産の計上額

### (原則)

- ●将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異 等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間 の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見 積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 (容認)
- ●上記にかかわらず、5年を超える見積可能期間においてスケ ジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可 能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当 該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

その場合は以下の事項等を勘案する。

- ・臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増 減している原因
- ・中長期計画(おおむね3年から5年の計画を想定している)
- ・過去における中長期計画の達成状況
- ・過去(3年)および当期の課税所得の推移

### (分類4)適用指針26項~ 29項

### 分類の要件

- ●次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異 等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業
  - ① 過去(3年)または当期において、重要な税務上の欠損金 が生じている。
  - ② 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限 切れとなった事実がある。
  - ③ 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れ が見込まれる。

### 繰延税金資産の計上額

- ●翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌 期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を 見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。
- ●(分類4)の要件に該当する場合であっても、以下を勘案して、 将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を企業が合理的 な根拠をもって説明する場合には、将来における一時差異等 加減算前課税所得の十分性を説明できる期間に基づき、(分類 2)または(分類3)として取り扱う。
  - ・重要な税務上の欠損金が生じた原因
  - · 中長期計画
  - ・過去における中長期計画の達成状況
  - ・過去(3年)および当期の課税所得または税務上の欠損金の
- ※ ここでいう中長期計画はおおむね3年から5年の計画を想定している。
- ●将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が 安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場 合、(分類2)に該当するものとして取り扱う。
- ●将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算 前課税所得が生じることを企業が合理的な根拠をもって説明す る場合、(分類3)に該当するものとして取り扱う。

### (分類5)適用指針30項、31項

### 分類の要件

### 次の要件をいずれも満たす企業

- ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、重要な税 務上の欠損金が生じている。
- ●翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれ

る

適

用指

企業

の

分

類

の

検

討

に

あ

た

### 繰延税金資産の計上額

●原則として、回収可能性はない。

ŋ

留 次

意

すべ

き事

項

を記

載

す

Ź

(1) 業の 変化が見込まれな 近 (類1)および 5 要件とし 将来に 経 (分類2)に該 て「当期 営 環 境 末に に 著 お 当

る。 利 上行 要 益 さ 崩 つ の た 変 の れ す 否 金 るこ 年 場 更 績 を 合 検 額 ع の 度 に ع な 悪 の 針 影 に 法 修 ŋ 化 す 10 なる るこ 響 人 正 繰 等 項 を 税 差 延 に 及 た 額税 等 ょ ため、 ぼ 調 が は 金 n すこ 整 見 資 企 必 当 額 直産 業 要 ح 期 ح に し を の

を取分

純 計

考えられる。 当3月期決算に影響を及ぼすことが 企業の分類を変更することになり、 変化が見込まれると判断した場合 らすかどうかの検討が必要となる。 将来に経営環境に著しい変化をもた の新型コロナウイルス感染症が近い にあることを意図しているが、 課税所得が生じると予測できる状況 い場合、将来においても一定水準の ような経営環境の変化が見込まれな 獲得する収益力を大きく変化させる れは、通常、近い将来に課税所得を 当3月期決算で経営環境に著しい |が見込まれない||ことがある。 要件を充足しなくなることから 近い将来に経営環境に著しい変 今回

### 臨時的な原因

が、(分類3)の企業は、将来の合理 2)の企業はスケジューリング可能 場合は(分類3)に区分される。(分類 者の場合は(分類2)となり、後者の が安定的に生じているか、または より生じたものを除いた課税所得 金資産を計上することが可能である な一時差異等の全額について繰延税 大きく増減していることがあり、前 よび当期において、臨時的な原因に る企業の要件として「過去(3年)お (分類2)および(分類3)に該当す

> 内の一時差異等加減算前課税所得の 重に判断することに留意が必要であ もの」に該当するか否かの判断は慎 ており、「臨時的な原因により生じた や項目の性質等を勘案し、将来にお るとは限らず、企業が置かれた状況 な原因により生じたもの』に該当す び損金であっても必ずしも『臨時的 といえるのかの検討が必要となる。 は新型コロナウイルス感染症の影響 計上することになる。当3月期決算 見積額を限度として繰延税金資産を 的な見積可能期間(おおむね5年)以 ることとなると考えられる」とされ かどうかを個々に項目ごとに判断す いて頻繁に生じることが見込まれる て「課税所得が安定的に生じている ることが考えられ、その場合におい で、課税所得が過去と比して変動す 「一方、特別損益項目に係る益金及 また、適用指針71項においては

# 税務上の繰越欠損金の「重要な」

事業年度においても重要な税務上の られる。(分類2)、(分類3)および 欠損金が発生する企業もあると考え により企業の業績が悪化し税務上の **-過去(3年)および当期のいずれの** (分類4)に該当する企業の要件に 今回の新型コロナウイルス感染症

> 延税金資産しか計上できないため、 場合は翌1年間の一時差異等加減筧 の会社が、当3月期に発生した税務 税務上の欠損金の発生が見込まれる 欠損金」が生じているか否かがある。 すことが考えられる。 その場合当3月期決算に影響を及ぼ 前課税所得の見積額を限度とする繰 上の欠損金を「重要」と判断した場 該当するかどうかの検討が必要とな 企業は、「重要な」税務上の欠損金に まずは(分類4)となるが、その たとえば、(分類2)や(分類3)

られるが、個々の企業の状況に応じ 損金が翌期に生じると見込まれる課 針において明確にはされていない。 て慎重な判断が求められる。 断がなされる場合もあり得ると考え 況においては、重要ではないとの判 税所得によって解消するといった状 えば、当3月期に生じた税務上の欠 想定されていると考えられる。たと 企業の状況に応じて判断することが この点、重要性については、個々の ここで「重要な」税務上の欠損金と どの程度の水準なのかは適用指

### として取り扱う場合 (分類4)から容認規定によ (分類2) および (分類3)

重要な税務上の繰越欠損金が生じ

または(分類3)とできるかについて 程度は生じるとする場合は(分類3) 5年を超えて安定的に生じる場合は 場合には、説明可能な期間に基づき 業が合理的な根拠をもって説明する 異等加減算前課税所得の十分性を企 する企業もあると思われ、(分類2) 月期決算で、新たに(分類4)に該当 として取り扱うとされている。当3 たす企業であっても、将来の一時差 ている等により(分類4)の要件を満 の検討が必要となる。 (分類2)に、おおむね3年から5年

になっていることにも留意する必要 る」場合であり、 が」合理的な根拠をもって「説明す とができるのは、将来の一時差異等 が合理的な根拠をもって説明する場 定的に獲得するだけの収益力を企業 減算前課税所得を5年超にわたり安 加減算前課税所得の十分性を「企業 類2)や(分類3)として取り扱うこ とされていることに留意が必要であ 合であり、(分類4)から(分類3)と して取り扱う場合は、一時差異等加 あくまで企業自身であることが明確 に係る分類要件を満たすものの(分 る(適用指針8項)。なお、(分類4) して取り扱う場合に比べて多くない ここで、(分類4)から(分類2)と 説明を行う主体は

なお、業績予測は、

中長期計画、

新型コロナウイルス感染症の拡大

がある。

響を及ぼすことが考えられる。 の判断によっては当3月期決算に影 則の(分類4)になると考えられ、 明する」ことができない場合は、 て「説明する」ことが必要である。「説 所得の十分性を合理的な根拠をもっ にて将来の一時差異等加減算前課税 いた企業においても、当3月期決算 (分類3)と取り扱う(分類4)として また、これまでも(分類2)または 原

### 合理的な見積り将来の課税所得 **(7)**

(1)

将来の課税所得の合理的な

見積方法

整合的に修正し、課税所得を見積る。 ている内部の情報(過去における中 外部要因に関する情報や企業が用い なった数値を、経営環境等の企業の 関の承認を得た業績予測の前提と 具体的には、適切な権限を有する機 上見込み、 長期計画の達成状況、予算やその修 に基づく業績予測によって見積る。 将来の課税所得は、 業績評価の基礎データ、売 取締役会資料を含む)と 合理的な仮定

> 指針32項)。 呼称は問わないとされている(適用 業計画または予算編成の一部等その

がある。 の高い将来の課税所得を見積る必要 来の業績予測によって、 つまり、合理的な仮定に基づく将 実現可能性

# 新型コロナウイルス感染症

(2)

ることに留意が必要である。 たうえで課税所得を見積る必要があ られる場合は、そのまま採用するの らかに合理性を欠く経営計画と認め 基づく経営計画が基礎となるが、明 それは企業による将来の業績予測に 産の回収可能性を判断するにあたっ を適切に見積ることは、繰延税金資 将来の一時差異等加減算前課税所得 討することが求められる。ここで、 以降の経営計画の見直しの有無を検 に留意が必要であり、新型コロナウ 主要な将来計画の要因に与える影響 業の将来の課税所得の見積りに及ぼ ではなく、適宜、 ての前提となり非常に重要である。 イルス感染症の影響を踏まえ、翌期 す影響を検討する必要がある。 新型コロナウイルス感染症が、 必要な修正を行っ 企

> 断となる。 また、 施することも考えられるであろう。 構成する個々の要素に、直接的 り組んでいる企業も多いと思われ 業績に影響を与え、先行きが不透明 まで影響を織り込むのかは難しい判 は困難と考えられ、将来のどの年度 ス感染症の収束時期の合理的な予測 な仮定に基づいて将来の見積りを実 を検討し、それらを踏まえた合理的 接的にどのような影響を及ぼすのか 影響を整理し、それらが将来計画 る事実と当3月期決算に与えている ななかで将来計画の見直しに至急取 による事象は、当3月期決算の企業 たとえば、現時点で判明してい 現時点では新型コロナウイル 間 いる。 能

不確実性があると考えられる(仕入 収束時期だけでなく、収束後の経済 ないことを確かめる必要があるが、 型コロナウイルス感染症に関連する 10 状態や市場、消費動向も相当程度の らかに不合理である場合」に該当し いている場合には、その仮定が「明 に関して、経営者が一定の仮定を置 ウイルス感染症の収束時期等の予測 されている。そこでは、新型コロナ 監査上の留意事項(その2)⑴が公表 この点について、2020年4月 日に日本公認会計士協会から「新

> ことに留意する必要があるとされて ことを検討したうえで、会計上の見 映した説明可能な仮定になっている て、 響を及ぼす情報およびプラスの影響 の収束時期等以外の会計上の見積り 先・取引先の倒産、失業者の増加、 **積りが実施されているかを検討する** な偏りのない情報を総合的に評価し を及ぼす情報の双方を含む入手可能 て、企業の事業活動にマイナスの影 に影響を及ぼす事象や状況につい い仮定に基づく企業固有の事情を反 !性)。新型コロナウイルス感染症 .界からの調達物資の滞留などの可 悲観的でもなく、楽観的でもな

(1) 日本公認会計士協会からの公表資料https://jicpa.or.jp/specialized\_field/files/0-99-0-0-20200410.pdf

# 影響・開発を表現である。

等が発生する、または追加に発生す 等により、新たに将来減算一 受け、固定資産の減損損失、関係会 れぞれの税効果会計における留意点 ることが考えられる。ここでは、 社株式の評価減、貸倒引当金の計上 ス感染症の影響による業績の悪化を 当3月期決算は新型コロナウイル 一時差異

について記載する。

# 固定資産の減損損失

資産かで繰延税金資産の回収可能性 算一時差異は、償却性資産か非償却 の判断が異なることになる。 固定資産の減損損失に係る将来減

異として取り扱うことはできないこ 年度が長期にわたる将来減算一 額に係る一時差異のように解消見込 ケジューリング可能な一時差異とし 係る将来減算一時差異は、減価償却 とに留意が必要である。 て取り扱う。ただし、減価償却超過 計算を通じて解消することから、 建物等の償却性資産の減損損失に 一時差 ス

却の実現可能性が高いことを説明す て取り扱うためには、 ケジューリング可能な一時差異とし 償却性資産の減損損失について、ス 考えられるためである。そのため非 期までに売却が実現しない可能性も る。つまり、売却は決めたがいつま か否かを判断できないと考えられ みをもって売却の実現可能性が高い 企業が売却の意思決定をしたことの 時差異が解消すると考えられるが、 的には土地を売却することにより一 でも売却先がみつからず想定した時 非償却性資産である土地は、一般 期末時点で売

> される必要がある。 る必要があり、その判断は慎重にな

> > 入できる時期が明確とならない場合

### (2) 関係会社株式の評価減

異が発生する。この株式評価損に係 は、 慎重になされる必要がある。 を説明する必要があり、その判断は グ可能と取り扱うためには、期末時 差異として取り扱う。 る一時差異は、会社の売却や清算の 会社の株式に対して減損処理を実施 績にも影響を及ぼすことが考えられ 点で売却等の実現可能性が高いこと に係る一時差異を、スケジューリン 合は、スケジューリング不能な一時 **意思決定が正式になされていない場** した場合、株式評価損に係る一時差 る。業績の悪化により保有する関係 新型コロナウイルス感染症の影響 親会社のみならず関係会社 株式の評価指 一の業

### (3)貸倒引当金(個別評価

見込むことができず、税務上損金算 り、新たに貸倒引当金を計上、また 相手先の業績が悪化することによ は追加計上することが想定される。 貸倒引当金に係る将来減算一時差 新型コロナウイルス感染症により、 将来の一定事実の発生を確実に 期末において相手先の倒産

> 差異と判断する場合があると考えら の税務上の損金算入実績に将来の合 な一時差異と判断する場合や、 があるとしてスケジューリング可能 等により一時差異が解消する見込み において債権放棄の手続を行うこと 必要がある。 れるが、その判断は慎重になされる 合は、スケジューリング可能な一時 スケジューリングが行われている場 理的な予測を加味した方法等により 異として取り扱う。たとえば、 スケジューリング不能な一時差 過去 翌期

## FRSの 取扱

去の課税所得の安定性や将来の展望 期待する将来の収益性に関して、 ある企業だけが、未払い税金の減少 来の期において、将来減算一時差異の 能性が高い場合にのみ認識する。 異を利用できる課税所得が生ずる可 性の基本的な考え方として、 めである。繰延税金資産の回収可能 という形で経済的便益を得られるた 額と相殺するのに十分な課税所得の 算入が生じる場合に、この損金算入 解消によって課税所得計算上の損金 繰延税金資産は、将来減算一時差 企業が 将

> 延税金資産を認識することになる。 可能性が高いと判断される場合は繰 検討し、判明したポジティブな証拠 課税所得を見積る時期の遠さなどを ることによって、課税所得が生ずる とネガティブな証拠のすべてを考慮す

の回収可能性に関して前述のような といった詳細なガイダンスは定めら 企業の分類により計上額を検討する れていないことに留意が必要である。 また、IFRSでは繰延税金資産

# 議事概要 企業会計基準委員

る情報を用いることが望ましいが、 外部の情報源に基づく客観性のあ ③一定の仮定を置くにあたっては、 き最善の見積りを行う必要がある、 感染症の影響のように不確実性が高 としている。①新型コロナウイルス 次の点について留意する必要がある 計上の見積りを行うにあたっては、 表されている②。 考え方」が審議され、 新型コロナウイルス感染症の影響の い事象についても、一定の仮定を置 いて、「会計上の見積りを行う上での 第429回企業会計基準委員会にお 2020年4月9日に開催された 議事概要では、 議事概要が公

たとしても「誤謬」にはあたらない、 積りと事後的な結果に乖離が生じ が明らかに不合理でない限り、見 善の見積りを行った場合、 定の仮定を置く必要がある、 見積り (3) 最

それが難しい場合には企業自ら一

的に開 用者が理解できるような情報を具体 (4)企業が行った見積りを財務諸表利 示する必要がある。

② ASBJからの公表資料https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409\_429g\_02.pdf

博士(いしだ・ひろし) 有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部 査サポート室 公認会計士 製造業等の上場会社の会計監 査、アドバイザリー業務等に 従事し、現在は品質管理関連 業務を担当している。

られている。なお、この3月中におけ

市場価格の平均を用いることも認め

る1カ月間の株価の大きな変動に鑑

# 不確実性の増大 りが困難に

第2章

有限責任 あずさ監査法人

内田 俊也

# 金融資産へ及ぼす影響新型コロナウイルスが

●世界的に株価が下落し、企業の信

今後どのように推移し、社会・経済 業の信用リスクも増大した。感染が な不確実性が存在している。この章 がどの程度続くのかについて、重大 にどのような影響が生じ、その影響 は不安定に異常な値動きを繰り返 大した2020年3月、マーケット コロナ」という)の感染が世界的に拡 新型コロナウイルス(以下、「新型 世界中の株価は大幅に下落、 企

金融資産の評価および減損の要否

大きな不確実性が存在している。

ナウイルス感染症の今後の感染拡 用リスクも増大している。新型コロ

大および経済への影響については

が要求されると思われる。

になる場面において、難しい判断 を考えるうえでは、見積りが必要

> ぼす影響を、日本基準とIFRSの では、 それぞれの観点から考えてみたい。 決算企業の金融資産の会計処理に及 新型コロナの感染拡大が3月

# 日本基準における論点

### の算定 その他有価証券の期末時価

**(1)** 

とされているが、 券は、 格に基づいて期末の時価を算定する **|価評価されているその他有価証** 原則として、 期末前1カ月間の 期末日の市場価

> 融商品会計実務指針」という)75項)。 品会計に関する実務指針」(以下、 る(会計制度委員会報告14号「金融商 価を算定する必要があると考えられ 月決算についても、従来から継続して が要求されていることから、この3 かしながらこの選択は毎期継続適用 と考える企業もあるかもしれない。し みて、従来の会計方針を変更したい いる評価方法に基づいて、期末の時

### (2) 減損損失の認識

### 1 時価のある有価証券 (株式・

務指針91項)。 場合」に認識される(金融商品会計実 回復する見込みがあると認められる る有価証券(たとえば、その他有価 する見込みがあるとは認められない ばならない。すなわち、減損損失は、 損失として処理(減損処理)しなけれ 対照表価額とし、評価差額を当期の 証券に分類される上場株式) につい 場合を除き、当該時価をもって貸借 ては、時価が著しく下落したときは、 時価が著しく下落」し、 売買目的有価証券以外の時価 かつ、「回復 のあ